

専任宅地建物取引士の変更

☆ 事務所所在地が 京都市内の場合 全日事務局へ提出
京都市外の場合 各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	添付書類
宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書	第3号の4 (第一面) (第四面)	・宅建取引士証の写し(両面)
略歴書	添付書類(6)	
従事者異動届	第9号	
専任の宅地建物取引士設置証明書	添付書類(3)	

※宅地建物取引士の提出書類

提出部数 正本1部 副本1部 の合計2部です

提出用紙	様式	添付書類
変更登録申請書	第7号	

☆入社された方の前勤務先が宅建業者であって、退職の際に届出をされていない場合は、前勤務先の退職証明書が必要です。

☆京都府以外で取引士登録をされている方は、登録先の都道府県に提出してください。

※全日への提出書類

提出用紙	様式	添付書類
変更届		様式第3号の4 および従事者異動届・ 専任の宅地建物取引士設置証明書の写し 宅建取引士証の写し
略歴書		写真貼付
誓約書		

(公社)全日本不動産協会京都府本部 事務局
京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98-2
TEL:075-251-1177

